

(4) 一体的に実施可能な研修・訓練・委員会

各種研修や訓練、委員会は、年間計画を立て、計画的に行ってください。一体的に行うことができるものは、次のとおりです。サービスの種類によって、実施すべき回数等が異なりますので基準を確認するようお願いします。

ア 居宅系サービス

項目		研修	訓練	委員会
業務継続計画の策定等	感染症 (ア)	(イ) 年1回以上・新規採用時(望ましい)	(ウ) 年1回以上	—
	災害 (ア)	上記回数に含む	(エ) 上記回数に含む	—
衛生管理等 (感染症の予防等)		(イ) 年1回以上・新規採用時(望ましい)	(ウ) 年1回以上	(オ) 6月に1回以上
虐待の防止		年1回以上・新規採用時(必須)	—	(オ) 定期的
非常災害対策(※1)		随時	(エ) 定期的(年1回以上)	—

※1 訪問系サービス・居宅介護支援・居宅療養管理指導は除く

- (ア) 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に作成することもできます。
- (イ) 【感染症】の業務継続計画に係る【研修】については、感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施できます。
- (ウ) 【感染症】の業務継続計画に係る【訓練】については、感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に実施できます。
- (エ) 【災害】の業務継続計画に係る【訓練】については、非常災害対策に係る【訓練】と一体的に実施できます。
- (オ) 他の会議体と一体的に設置・運営することができます。他のサービス事業者との連携等により行うこともできます。

(参考) 根拠法令等

(訪問介護の場合) H11 厚令 37 第30条の2第2項、第31条第3項第1号及び第3号、第37条の2第1項第1号及び第3号

H11 老企 25 第3の一の3 (22) ①③④、(23) ②イハ、(31) ①③

イ 施設系サービス（認知症対応型共同生活介護・（地域密着型）特定施設入居者生活介護含む）

項目		研修	訓練	委員会
業務継続計画の策定等	感染症 (ア)	(イ) 年2回以上・新規採用時（必須）	(ウ) 年2回以上	—
	災害 (ア)	上記回数に含む	(エ) 上記回数に含む	—
衛生管理等 (感染症の予防等)		(イ) 年2回以上・新規採用時（必須）	(ウ) 年2回以上	(オ) 6月（3月※ ² ）に1回以上
非常災害対策		随時	(エ) 定期的（年1回以上）	—
虐待の防止		年2回以上・新規採用時（必須）	—	(カ) 定期的
身体的拘束		年2回以上・新規採用時（必須）	—	(カ) 3月に1回以上
事故発生の防止及び発生時の対応（※ ² ）		定期的	—	(カ) 定期的

※² 介護老人福祉施設（地域密着型含む）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院

- (ア) 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に作成することもできます。
- (イ) 【感染症】の業務継続計画に係る【研修】については、感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施できます。
- (ウ) 【感染症】の業務継続計画に係る【訓練】については、感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に実施できます。
- (エ) 【災害】の業務継続計画に係る【訓練】については、非常災害対策に係る【訓練】と一体的に実施できます。
- (オ) 他の会議体と一体的に設置・運営することができます。
- (カ) 関係する職種・取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合に、一体的に設置・運営することができます。

（参考）根拠法令等

（介護老人福祉施設の場合）H11 厚令 39 第11条第6項第1号、第24条の2第2項、第26条第1項、第27条第2項第1号及び第3号、第35条第3項、第35条の2第1項第1号及び第3号
H12 老企 43 第4の10（3）、第4の28（3）（4）、第4の30（2）①③④、第4の37（3）、第4の38①③